

## 令和2年6月定例会 常任委員会

### 商労文教委員会

|        |  |
|--------|--|
| 委員長名   | 遊佐久男   |
| 委員会開催日 | 令和2年7月2日(木)、3日(金)  |
| 所属委員   | [副委員長] 佐々木彰<br>[委員] 水野透 真山祐一 渡部優生 山田平四郎<br>高橋秀樹 宮下雅志 吉田栄光 神山悦子 |



遊佐久男委員長

(1) 知事提出議案：可 決…6件

：承認…1件

※知事提出議案はこちら

(2) 議員提出議案：可 決…1件

：否 決…2件

※議員提出議案はこちら

(3) 請 願：不採択…1件

※請願はこちら

### ( 7月 2日 (木) 企業局)

神山悦子委員

令和元年東日本台風災害の被害状況、被害額について聞く。

工業用水道課長

台風第19号等による工業用水道の被災状況は、全体で20か所が被災し、完了は14か所、6か所が施工中である。

また、被害総額は全体で4億1,000万円である。

神山悦子委員

残り6か所の被害金額を聞く。

工業用水道課長

手元に資料がないため、分かり次第報告する。

遊佐久男委員長

後で金額を示せるか。

工業用水道課長

後ほど示す。

神山悦子委員

好間工業用水道のいわき市への譲渡については、大口ユーザーとの契約によりほぼ100%の供給水量となる見込みだと思う。

契約の相手方や具体的な内容、今後の具体的な協議について聞く。

工業用水道課長

今年2月にエイブルエナジー合同会社というバイオマス発電の企業と1日当たり6,800m<sup>3</sup>の契約をした。段階的に給水を行い、令和3年3月より600m<sup>3</sup>、10月より1,600m<sup>3</sup>、12月1日より試運転として全量の6,800m<sup>3</sup>、4年4月1日からは本格稼働として全量の6,800m<sup>3</sup>を給水する予定である。

次に、いわき市への譲渡については、給水契約率がほぼ100%、4年度からはフル稼働となり収支改善が見込まれることから、今後の収支見込みや譲渡条件等を具体的に協議するためワーキンググループを設置している。新型コロナウイルス感染症の影響により開催が延期されていたが、7月7日に開催し具体的に協議する予定である。

神山悦子委員

令和元年度末の累積欠損金は154億7,000万円とのことであるが、企業債の償還に係る一般会計からの繰入れはいつまで行うのか。

経営・販売課長

平成30年度から令和6年度までの7年間、一般会計から年間13億3,000万円を繰り入れる。企業債は完済予定であるが累積欠損金は残るため、資本金との相殺を予定している。

遊佐久男委員長

さきの工業用水道課長への質問について、明日までに資料の提出は可能か。

工業用水道課長

明日までに必ず用意する。

遊佐久男委員長

それでは、明日までに15部提出願う。

## ( 7月 2日 (木) 商工労働部)

神山悦子委員

商1ページの福島空港定期路線運航維持事業について、ターミナルビルの使用料を補填することだが、支援先の数とターミナルビルの使用料を聞く。

空港交流課長

支援先は、定期路線を運航するANA及びIBEXエアラインズの2社である。

空港使用料の総額は約1億7,400万円であり、このうち空港ビルが自主的に減免する部分を除き県が補填する。

神山悦子委員

商1ページの福島空港外国人旅行者受入環境整備事業について、内容を聞く。

空港交流課長

東南アジア等から外国人旅行者を受け入れるための環境整備であり、具体的には、空港内トイレのバリアフリー化やデジタルサイネージ（電子看板）の導入等である。

神山悦子委員

私も視察等で福島空港を利用するが、洋式トイレでない場所があったことに驚いた。今回の補正により、全てのトイレを洋式トイレに改修可能か。

空港交流課長

今回の補正予算で対応するのは、空港内に10数か所あるトイレのうち使用頻度が最も高い1か所で先行的に実施する。

神山悦子委員

順次計画的にトイレの洋式化を進めるよう願う。

新型コロナウイルス感染症に関する空港内の検査体制について、成田空港などでは人員面が大変であったとの話を聞くと、福島空港における状況を聞く。

空港利活用担当課長

商1ページの福島空港定期路線運航維持事業については、新型コロナウイルス感染症の第2波到来に備え、サーモグラフィの購入経費を計上している。

神山悦子委員

サーモグラフィは何台設置するのか。

また、この事業では人員体制については含まれていないのか。

空港利活用担当課長

サーモグラフィは2台購入する。

人員配置については、航空協会や空港ビル協会のガイドラインに基づき安全対策を進めることとされ、第一義的には航空会社や空港ビルで検査を行うこととなっているが、空港内の関係機関と協議しながら検査体制を検討していく。

神山悦子委員

県としても感染予防のために引き続き体制を強化願う。

渡部優生委員

商4ページのふくしま応援スタンプラリー事業について、内容と期待する効果を聞く。

商工総務課長

当該事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で低迷した県内経済の活性化を図るために実施する。県内の消費者が県内の事業者から物やサービスを購入した場合にスタンプが付与され、一定数がたまると県産品がもらえる。

公募型のプロポーザルにより様々な事業者からアイデアをもらい、内容の詳細を判断していく。

渡部優生委員

商6ページのチャレンジふくしま首都圏情報発信拠点事業について、詳細を聞く。

県産品振興戦略課長

大きく3点である。

1つ目は県産品をインターネットで販売する事業者への送料支援、2つ目は県産農産物や酒を扱う東京都内の飲食店に対し県のアンテナショップがデリバリーサービスを行うための支援、3つ目は県産品の消費拡大を目的とし、5,000円の商品券で7,000円分の県産品を購入できるプレミアム付商品券を販売する事業である。

渡部優生委員

効果を期待する。

商7ページの新型コロナウイルス対策サプライチェーン強化支援事業について、いかにしてサプライチェーンの強化を図るのか。

企業立地課長

県内の中小企業が海外の生産ラインの一部を県内に回帰させたり、新たな受注が発生した場合の設備導入への補助や、サプライチェーンを見直し新たに構築するためコンサルタントに委託する場合の調査費支援など、ハード、ソフト両面の支援である。

補助率は補助対象経費の3分の2以内であり、上限額は設備導入などハード面が2,000万円、調査費支援などソフト面

が200万円である。

渡部優生委員

来年度以降も国内回帰の動きが出てくると思うため、今年度のみならず中長期的なスパンで事業の検討を願うが、意見を聞く。

企業立地課長

新型コロナウイルス感染症は第2波、第3波と長期化が想定されるため、委員指摘の点を踏まえて検討していく。

真山祐一委員

商9ページの福島県観光周遊宿泊支援対策事業については県民に好評であるが、現場の声としては小規模の旅館には行き渡らないとも聞く。

全ての旅館に行き渡らせることは難しいと思うが、今後の申込み方法等について工夫や検討があるか。

観光交流課長

現在、インターネットや旅行代理店を経由し宿泊費から5,000円を割り引く制度を実施している。

委員指摘のとおり、旅行代理店との取引が少ない旅館等については、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合と調整し、宿泊の割引が直接できるシステムを検討中であるため、できる限り早く開始できるよう取り組んでいく。

神山悦子委員

商9ページの福島県観光周遊宿泊支援対策事業として、今回10万泊分とした理由を聞く。

観光交流課長

6月定例会に提出したのは10万泊であるが、既に6月1日から2万泊、10日から5万泊を発売している。県内の宿泊事業者を中心とした観光産業が非常に冷え切っており、少しずつ経済を上向けなければならないことから、まずは2万泊として着手した。事業者からも県民の背中を押す事業であると好評であったため5万泊を追加し、今週末5万泊のうち残り3万泊を発売する。

国で実施が予定されているG o T oキャンペーンまでのつなぎとの位置づけであり、切れ目ない経済対策により観光業界を支援するために実施する。

神山悦子委員

県民が申し込んでもすぐに売り切れることから改善が必要である。様々な申込み方法を取ったようだが、高齢者などオンライン申請ができない人は、せっかく旅行に行きたいと思っても間に合わない。

もう少し利用状況や課題の整理など研究が必要であり、もし予算に不足があれば補正予算を組んでもよいと思う。県民が少しでも癒やされ、ホテルや旅館業者も潤えば、それでよい。

電子申請の部分と自分で旅館などに申し込む部分とを別枠にしなければ、あつという間に売り切れてしまうが、どう考えるか。

観光交流課長

インターネット申込みが得意な人とそうでない人がいるため、可能な限り県内に実在する旅行代理店を多くするようバランスを取っている。

今週末から実施する分については、県内の110社以上の旅行代理店を受付窓口として販売し、OTA（Online Travel Agent）より実際の窓口を多くするなど可能な限り配慮する。

宮下雅志委員

以前実施した2万泊分のうち復興分の4,000泊分を地元の旅行業協会に回した際に出た意見として、県内の業者で積算していくと4,000泊を超える可能性があるが、いつまで客から注文が入るのか、自腹を切るよう言われてはやってられないとの声があった。今回、観光交流課長から110社以上の旅行代理店を受付窓口とすると説明があったが、こうした対応は絶対に必要である。地元の旅行業協会を前面に出し、地元への配分を多くすることで地元へ還元願う。

残り何泊分あるのか、自腹を切らねばならないのではないかと旅行代理店が不安にならず安心して接客できるように、ここまでなら県が保障すると示すべきと思うが、どうか。

観光交流課長

旅行会社については、これまでもあらかじめ1社当たりの数を示し、旅行会社の負担にならないよう対応している。

観光交流局次長

追加で説明する。委員指摘のとおり、我々も地元の旅行代理店が非常に大事であり支えていかねばならないと思っている。

全国的に見ると、インターネット予約に予算を集中させていたり抽選販売とする県があるが、事業の実施に当たり本県では地元の旅行業協会が県内の旅行会社の取りまとめを頑張ってくれている。

小さな旅館もインターネットに登録されており、実際にインターネット予約が使いやすい県民もいるため、総合的にバランスを見ながら配分していく。

正解が見だしにくいが試行錯誤して取組を進めていくため、よろしく願う。

神山悦子委員

台風第19号等に係るグループ補助金が増額補正されているが、受付状況を聞く。

経営金融課長

グループ補助金は第5次まで終了し現在は第6次の受付中であり、今年11月の第11次まで切れ目なく受け付ける予定である。

受付状況としては、第5次までの合計で398事業者に対し約68億円を交付決定した。

神山悦子委員

引き続き丁寧な対応を願う。

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・支援金及び福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金について、さきに部長から協力金・支援金の交付率は61.5%、給付金の支給率は59.5%との説明があった。

半分程度しか支給されていないが、いつまでに支払うのか。

商工総務課長

新型コロナウイルスに係る協力金・支援金の審査率はほぼ100%である。支払いができない理由は、資料の不足や追加で確認を要するために資料提出を依頼しているためであり、以前は郵送を求めていたが、FAXやメールでも対応可能とした。今後も柔軟に対応し、可能な限り速やかに支払う予定である。

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金については、まだ始まったばかりで59.5%の支給率であるが、相手方の資料がそろわないことには支給できず、いつまでに支払いを終えるかを明確にすることは難しい。趣旨を鑑み、可能な限り早く支払いを完了できるように努力していく。

神山悦子委員

スピードを上げて交付することを期待していたが、書類の不備等がネックになっていたとのことである。

多少柔軟に対応したようだが、コールセンターにおける課題はないのか。

商工総務課長

コールセンターではコールセンター部門で電話を受け付け、審査部門には審査専門の人員を配置している。

神山悦子委員

県が直接行う業務はあるのか。

商工総務課長

この業務は一括して事業者へ委託するため、県が直接行う業務はない。ただし、当初想定よりかなり審査が遅れていた時期に審査率を100%にするため、延べ110名の県職員が3日間一部業務の遂行を補助した事実はある。

神山悦子委員

コールセンターや審査部門の委託は一つの手法であるが、100名程度の県職員を3日間動員したとはいえ、この交付率で本当によいのかと思う。

知事もスピードを上げて簡便な方法で実施すると述べており、私も期待していた。国の書類は様々な批判があり簡便になったが、県の審査はより簡便にすべきである。まずは給付を行うため、給付と審査の順を逆転させるしかないのではないか。

7月に入り事業者は徐々に営業を始めていると思うが、3密を避けるためにソーシャルディスタンスを取れば、客は半分どころか3分の1程度に減らさねばならず、これだけでも大変である。

発想を転換し、まずは給付すべきと思うが、考えを聞く。

商工総務課長

給付金は休業した協力金・支援金と同様の考えに基づき、一定の線引きが必要である。

一旦給付した後で審査するよう提案があったが、公金であるため審査により適合した者へ給付する。

神山悦子委員

公金とはいえ、こういうときこそ税金を支払ってきてよかったと思えるようにしなければならない。県内では倒産や閉店などが起きており、せめて県独自の支援策については、審査を簡便にし支払うとの姿勢を見せることが必要である。県内には売上げが2、3割減であっても独自に支援している市町村もあり、県にできないはずはない。第2波、第3波の到来も考えれば、これからでも遅くないと思うが、考えを聞く。

商工総務課長

公金の取扱いについては、さきに述べたとおりである。

神山悦子委員

協力金等の支給は1回限りとせず何度も実施する必要があるため、真に県内の事業者を守るとの立場に立ち制度を見直す必要がある。

今日、東京都で新型コロナウイルスの感染者が100人を超えたとのことである。本県においても第2波、第3波を想定し商工労働部が営業の自粛を要請するならば、補填されなければ休むことができない。中小企業が多い本県において、事業者は協力したいと考えても営業を続けなければ家賃等を支払えないため、補填することが県や政治の役割である。

昨年度より減っている事実があれば、50%以上の減と言わずに給付が必要と考えるが、どうか。

商工総務課長

以前から述べているように、協力金・支援金の基本的な考え方は休業補償とは別の観点であり、休業に応じた事業者への御礼として一度だけ支給する制度である。休業補償については、全国知事会においても国に要請すべきとの考え方であるため、協力金・支援金と休業補償は分けて考えるべきである。

なお、県内の中小企業への支援として、協力金・支援金以外にも様々な施策を用意して対応している。

神山悦子委員

平行線のようなが、新型コロナウイルス感染症は終息するわけではないため、今後も引き続き真剣に考えるよう願う。国が補償をしないため休業に対する御礼として協力金・支援金との名称にしただけである。中小企業やそこで働く人を守るとの立場で物事を考え、発想の転換が必要であると述べておく。

完全に休業しなければならないと厳しくせず、一定程度協力すれば支給対象とするなど支給範囲を緩和願う。

次に、一般質問において大橋沙織議員からも質問があった伊達市におけるイオンモール出店計画について聞く。

福島県商業まちづくりの推進に関する条例との関係で、県はイオンモール株式会社や伊達市とどの程度話を進めているのか。

商業まちづくり課長

伊達市の大型商業施設については、現時点において県では条例に基づく新設の届出は受けていない。

神山悦子委員

土木部における都市計画との関係もあり、これまでも相談があったと思うため、正式には届出を受けていなくとも全く関わりがないわけではない。正式に書類が提出されれば淡々と進めていくと思うが、本当にそれでよいのか。条例をつかった県は商業まちづくりとの観点で、伊達市や周辺の福島市を含む商業圏のまちづくりをどうしていくかについて言わねばならない立場にあると思うが、どうか。

商業まちづくり課長

届出がない中で勝手なことは言えないが、条例に基づく届出があれば条例の考え方にに基づき市町村の意見を聞き適切に対応していく。

神山悦子委員

市町村の意見とはどの範囲か。

商業まちづくり課長

今の質問は、どのタイミングで市町村の意見を受けるのかとの意味か。

遊佐久男委員長

範囲である。

商業まちづくり課長

失礼した。

条例に基づく市町村の範囲としては、立地市町村、周辺市町村、県内の市町村のうち意見を述べたい市町村があれば、その市町村も対象となる。

神山悦子委員

商業まちづくり条例では審議会を設置するとしているのか。

また、どのタイミングで審議会の意見を聞くのか。

商業まちづくり課長

条例に基づき福島県商業まちづくり審議会を設置している。

関係市町村の意見を聞いた上で、県としての考え方をまとめるに当たり審議会の意見を聞く。

神山悦子委員

相当大きい商業施設と言われており、県は条例施行の立場から与える影響について考えるべきである。現在も、福島市では中合福島店が8月末に閉店するなど福島駅前は大変なことになっている。元からあった商店街も相当疲弊している中、条例から見て出店が県北地方全体に与える影響はどうか、地元の市や商店街など様々な意見を十分に聞き、賢明な判断を願う。

宮下雅志委員

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の解除に伴い移動制限が解除され、宿泊支援、スタンプラリー、G o T oキャンペーンなど経済再生にかじを切った。

しかし、さきに話があったとおり東京都で約100人の感染が確認され、このままでは地方にも感染が広がるだろう。自粛要請が補償と一体となればこれ以上金を出し続けるのは不可能であるため、今後は緊急事態宣言を出さず感染症対策を続けながら経済活動を続けていくほかなく、そのための対策を考えることが重要である。

現在、国や県が行う施策は緊急事態に対する特別なものであり、特別な施策としてしっかり進めていく必要があると考えている。そうした中で、新型コロナウイルス対策特別資金により当面の事業資金を確保し、何とか事業を継続できている企業は相当多く、県においても特別な資金として意識していると思う。しかし、金融機関から、復興資金や通常の資金について元本返済猶予の条件変更を行うと、新型コロナウイルス対策特別資金もそれに合わせて条件が変更されるとの話

があり、運用に当たる信用保証協会は特別な資金とは感じていないかもしれないと話だった。

このままの形であれば3年間は保証料も金利も免除されるが、来年条件変更をすると新型コロナウイルス対策特別資金は当初の目的を達しないまま、保証料も金利も元に戻る。つまり、現在の資金の条件では駄目ということである。

特別な資金としてつくった以上は特別な資金として扱うべきである。平時の延長として考えれば、事態が収束した際に当然返済能力や返済計画があるのかとの話になるが、とりあえずこの資金でこの危機を乗り切ろうとする時期にこうした話が出てくるとは、緊急事態との意識や危機感が足りない。中小企業の今後の資金繰りが心配である。

国は大企業を含めて、新たに借入額が増えた分は別のローンとして扱うとするが、信用保証協会の取組については一度確認が必要である。効果が出る形で運用すべきと思うが、どうか。

#### 経営金融課長

新型コロナウイルス対策特別資金の貸付条件については、融資期間が10年間、据置期間が最長5年間、3年間の利子補給、保証料補助も10年間で当初と変更はない。また、信用保証協会の審査体制についても、従来は本店のみで保証承諾をしていたが、新型コロナウイルス対策特別資金の実質無利子型のみ県内の5支店でも保証承諾ができるよう本部から人員を派遣して審査体制を強化し審査期間を短くしている。

信用保証協会が1年間で利子補給を止めるとの事例については再度確認するが、この資金は有事の制度として運用しているものである。国の2次補正を受け、従来の融資限度額の3,000万円を6月15日から4,000万円に引き上げる対応もしている。

#### 宮下雅志委員

制度の趣旨が十分生きるよう運用願う。

新型コロナウイルスの感染拡大と経済再生との相反する命題に対し、今後本県を守っていかねばならない。事態が収束して経済の再生に向かうのではなく、第2波、第3波も含めて感染が拡大してきたときに、県民には自分の身は自分で守るとの意識があると思う。今より厳しい経済情勢になっていくことは、現時点から想定しなければならない。それほど国の予算がつかず、県の予算にも余裕がないという状況において、いかに県民を守っていくかは今から最悪の事態を想定し検討が必要であると思うが、どうか。

#### 経営金融課長

中小企業支援の観点で言えば、まずは事業継続のための資金繰りとして実質無利子型の融資制度、有利子ではあるが市町村の上乗せにより県の制度資金より有利な制度、日本政策金融公庫の制度、協力金や支援金などをフル活用してもらい、資金繰りを万全にし雇用と地域の産業を守ってもらいたい。

また、制度資金についても、使用実績を把握し必要な額の確保に努めていく。

#### 神山悦子委員

新型コロナウイルス感染症に関する協力金については、コールセンターに窓口になってもらうとの話があったが、コールセンターには何社が関わっているのか。

#### 商工総務課長

コールセンターに委託しているのではなく、委託先においてコールセンター部門と審査部門に分かれている。スピード感を重視するため委託先を一括とし一体的に対応している。

#### 神山悦子委員

委託先であるJTBは様々な相談があり大変かと思うが、どのような状況か聞いているか。

#### 商工総務課長

コールセンターには専用の職員を張りつけ、毎日コールセンターの電話内容や審査の進行具合、どのような問題や不具合がありどのように改善していけばよいかなど、毎日打合せを実施している。コールセンターの人数が足りず人員を増やしたり、当初30人であった審査人数を60名に倍増するなど日々改善しながら対応している。

神山悦子委員

県から職員を3人派遣しているとのことであるが、具体的な改善点はあるか。

商工総務課長

3名の県職員は常時派遣しているのではなく、協力金等の業務の担当者として毎日の進捗管理などを委託先と緊密にやり取りをしている。

神山悦子委員

委託先に任せきりにするのではなく、そうした丁寧な対応が必要である。

委託を受けたJTBはGOTキャンペーンの受付窓口の委託先でもあると思うが、業務が重なって大変ではないのか。

商工総務課長

神山委員が何を心配しているかが不明なので我々の観点から述べると、既に契約しており専用の職員が確保され体制が確立されているため、突然別の業務に変わることはないと考えている。

神山悦子委員

心配がないとのことであれば、それでよい。

もう1点指摘しておく。

スピードを上げるために3日間県職員を動員したことについては、大変であった。事業者や県民が何に困っているかは県職員がよく分かっていると思う。新型コロナウイルス感染症対応の業務のほとんどを委託しているが、それでよいのか。市町村職員であれば住民の話を直接聞けるが、県は市より住民との距離が遠いと思うため県職員が窓口に立ち県民の声を聞くべきである。新しい発想で挑みながら変えていくべきと思うため、よろしく願う。

商工総務課長

今後も日々事業について振り返り、効率的で県民のためになるような体制をつくっていきたい。

吉田栄光委員

新型コロナウイルス感染症については様々対応してもらい、こうして常任委員会に議案を出してもらった。宮下委員から話のあった経済再生を含め、商工労働部には県民のなりわいや商売の補完、継続、再生や、流通などを担当してもらっている。また、観光交流局においては、GOTキャンペーンに向けて県単独事業で大きな試みをしてもらっている。

心配はあると思うが、制度をしっかり活用し自信を持ち事業を進めるよう願う。新型コロナウイルス感染症の第2波や第3波、今後我々が予想できないこともあるが、議会の責任として常任委員会が皆と共に対応していく。今しっかりと与えられた職責を冷静に果たすことで県民には必ず理解してもらえる。そして県民は、GOTキャンペーンなどの制度を自ら利活用し経済を再生していく。この危機を乗り切った1～2年後には納税者たる県民に税を納めてもらうことで、その県税収入が我々の支えとなり、最終的に我々が確認させてもらうとの大きな視点がある。

議会もしっかり対応していくので、部長や局長をはじめ職員には日々精励願う。

## ( 7月 3日 (金) 労働委員会事務局)

神山悦子委員

電話や電子メールによる111件の労働相談には、新型コロナウイルス感染症や除染、原発労働に関する相談があったかなど主な内容を聞く。

次長兼審査調整課長

全般的な相談内容は解雇、減給、賃金未払いなどであり、これまでの傾向と大きく変わらない。新型コロナウイルス感染症に関する相談は111件中27件であり、特徴としては休業手当、解雇、年次有給休暇の取得に関する内容であった。また、原子力発電所関係の労働相談はなかった。

神山悦子委員

27件の新型コロナウイルス感染症に関する相談者は、使用者と労働者のいずれからであったか。また、事業者から2、3日休んでほしいと言われたがそのまま解雇になった、雇用調整助成金が支払われないなどの話を聞くため、相談内容を聞く。

さらに、原発労働者からの相談はないとのことだが、除染関係の相談はないか。

次長兼審査調整課長

使用者側の相談もあるが大半は労働者からの相談である。

休業手当に関しては、特に4、5月は休業手当の仕組みが十分確定しておらず、使用者側から休業せよと言われたが手当が支払われない、休業手当に関する説明はあったが本当に正しいのか分からないなどの相談であった。最近では、雇用調整助成金の充実や労働者側から直接休業手当を請求できるような制度が構築されたため、休業手当に関する相談は減っている。5月頃からは、経営状況の悪化により解雇と言われたが納得できないためどうしたらよいかとの相談が増えてきている。

また、除染に関する労働相談は受けていない。

神山悦子委員

前にも述べたが、新型コロナウイルス感染症に関しては新しい対応であるが、制度の欠陥や周知不足などの課題がある。引き続き傾向をつかみながら、今後とも丁寧な対応と制度の周知を願う。

また、福島労働局の発表によると除染など原発関連の事業者については50%以上の法令違反があるとのことであり、まだまだ廃炉作業も続くことから相談があれば傾向を確かめるよう願う。

## ( 7月 3日 (金) 教育庁)

神山悦子委員

教2ページの1、福島スクール・サポート・スタッフ事業について、それぞれ何校に何名配置しているのか。

義務教育課長

小学校が329校に329名、中学校が213校に213名、義務教育学校が3校に3名、市立特別支援学校が1校に1名であり、合計546校に546名である。

神山悦子委員

これまでの配置数から増員されるか。

義務教育課長

これまで配置されていた学校以外に、新たに1名ずつ配置される。

主な業務内容は、学習プリントの印刷、学校事務の補助、新型コロナウイルス感染症に伴う消毒作業など事務的な業務である。

高校教育課長

高等学校が90校、県立中学校が2校、それぞれ1名ずつ配置される。

神山悦子委員

スクール・サポート・スタッフは合計で何名となるか。

義務教育課長

今年度既に小学校及び中学校に配置されているのが87校に90名であるため、合計633校に636名である。

高校教育課長

高等学校はこれまで配置されていなかったため、さきに述べた92名である。

神山悦子委員

消毒や毎日の検温など授業以外においても大変な苦労があると思うため、人員が足りなければ増やす必要がある。今回の配置で様子を見たいと思うが、ぜひ現場の声を反映させるよう願う。

次に教2ページの2、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等支援事業については、「校長の判断で」との前置きがあるが、その理由を聞く。

義務教育課長

スムーズにスピード感を持って対応できるようにするためである。

高校教育課長

1つ目に学校における感染症対策として、学校とはいえ普通科高校、工業高校、農業高校など違いがあり、どの程度対策を要するかに違いがあるためである。

2つ目に子供たちの学習保障支援として、各学校の生徒の実態が異なり校長の判断が必要であるためである。

神山悦子委員

物資の供給についても校長判断との理解になると思う。

消毒液が不足してきているとの声も聞くが、感染症対策の資材は大丈夫か。

健康教育課長

委員指摘のとおり、予算化をしてもエタノールが手に入りにくい現状である。このことについては文部科学省も調査しており、何らかの支援をしたいとは聞くが具体的な通知は来ていない。方針が示され次第、国と連携しながら早急に対応していく。

神山悦子委員

1日に何回かしか消毒できなければ感染症対策にはならないため、学校現場に資材が行き渡るよう、引き続き尽力願う。

真山祐一委員

教5ページの高校等奨学資金給付事業について、通信費の負担軽減を図るための給付とのことであるが、対象生徒数などの程度見込んでいるか。

高校教育課長

低所得世帯を対象に支給を行う高校等奨学資金給付事業については、オンライン学習に係る通信費に充てる費用を新たに1人1万円追加支給するものである。

対象生徒数としては、非課税世帯数から推計し7,307名を想定している。

神山悦子委員

教9ページの部活動全国大会の代替地方大会の開催支援事業について、補助先を聞く。また、文化部にも全国大会があると思うが、補助の考え方を併せて聞く。

健康教育課長

福島県高等学校体育連盟（高体連）が管轄する競技のうち代替大会の実施を決定した団体に対し、大会開催に伴う運営費や会場使用料、新型コロナウイルス感染症に伴う医師の派遣や謝金、消毒用品の購入を支援する。高体連については、昨日代替大会の実施を決定したカヌー及び水泳を含め、13団体が実施を決定している。また、福島県高等学校野球連盟については、野球の代替大会を実施する。

高校教育課長

全国高等学校総合文化祭については、オンライン等も活用して実施すると聞いている。合唱コンクールについては、全国コンクールは中止だが県大会は実施が決定されたと聞いている。

文化部についてはそれぞれ対応できるとのことであり、予算措置は考えていない。

神山悦子委員

運動部について、代替大会の実施時期が分かれば聞く。

また、文化部については秋頃に大会を実施すると思うが、予算のやりくりができるのか。

健康教育課長

大会の実施時期については競技ごとに決めており、おおむね7～8月頃の開催である。水泳については最も遅い9月中旬の開催を決めたと聞いたが、9月何日かとの詳細まではまだ決まっていないようである。

神山悦子委員

教11ページの旧棚倉高校解体工事について、これまでの経過と落札率を聞く。

施設財産室長

旧棚倉高校は、平成20年度に旧東白川農商高校との統合により廃校になった。

落札率については、予定価格が5億2,000万円程度、落札額が4億8,800万円程度であるため94.2%である。

神山悦子委員

次に、議案第25号のふたば未来学園サッカーグラウンド造成整備工事の工期延長についてであるが、防球ネットの設置工事は今回の工事と併せて行うとの理解でよいか。

また、事前に地盤を調査したにもかかわらず、なぜこうした事態となったのか理由を聞く。

施設財産室長

防球ネットの工事は、今回変更する造成工事に関連する附帯工事に含まれている。

地盤が硬いことが分からなかった理由については、元は丘であり、掘り進めて土を撤去した後に最終的に地盤を確認し、硬いと分かったためである。3～4月にかけて硬いことが判明したため、今回契約を変更するものである。

神山悦子委員

今ほどの説明では、グラウンドの地盤が緩いのではなく岩盤が出てきたのか。

施設財産室長

地盤はある程度硬いことを想定して計画を立てていたが、想定以上に硬いと判明したため工期の延長が必要となった。

神山悦子委員

様々な工事があるが、事前に十分に地質を調査するよう要望する。

宮下雅志委員

新型コロナウイルス対策について聞く。

国からの要請により学校が一斉休校となり、その後、分散登校や時差通学、学習機会を十分確保するための取組など様々苦労を経て再開となった。安全性の面では、感染リスクを抑えて学校を再開するために努力していると思う。

東京都では今日も新型コロナウイルスの感染者が120名程度になりそうであり、2日間続けて100名以上が感染している状況である。感染リスクは、一斉休校当時に比べて高まっていると感じる。また、都内の小学校では5名の教員が新型コロナウイルス感染症に感染したため7月10日まで休校を判断したが、こうしたことが本県で起きない保証は全くない。

今後は全国一斉に休校とするのではなく、各自自治体が感染状況に応じて休校とするかを判断するようになり、本県においても休校の判断を行うことになると思う。

今回の補正予算においても、GIGAスクール構想実現事業の前倒しにより生徒1人に1台の端末を整備することは、休校対応の一つとして考えているものと思うが、最悪の状況を想定した準備が必要である。

再度の休校について、教育庁ではどう検討しているのか。

高校教育課長

感染リスクはゼロにはならず、ウィズコロナの状況で学校教育を継続していかなければならないとの立場で学校を再開している。感染リスクの高くない活動については活動を可とし、3密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けるなど基本的な感染症対策を徹底する旨通知を出しているが、それでもなお感染は拡大し得る。

文部科学省が出した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」ではレベル1～3に分けられており、レベル3が生活圏内の状況が特定警戒都道府県に相当する感染状況である地域、レベル2は感染拡大注意都道府県に相当する感染状況である地域、レベル1が感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうちレベル2に当たらない地域とされ、本県はレベル1である。

今後、保健福祉部や関係機関と連携して注意深く観察を行い、仮にレベル1からレベル2に上がった際は冒頭に述べた感染リスクの高い活動は停止し、通学圏や地域の感染状況に応じて臨時休校の判断をしていく。

宮下雅志委員

本県全体の感染者数が増えればレベルも上がると思うが、東京都の学校のように突如として教員が感染した場合は、周囲の状況やレベルに関係なく休校を判断しなければならない。教員やクラスなど学校内で誰かが感染した場合は、休校の範囲をその学校のみとするのか、地域全体の学校とするのか、本県全体の学校を休校とするのかについては、今から指針を押さえなければならない。この点については、議論しているのか。

健康教育課長

5月11日に「新型コロナウイルス感染症県立学校対応マニュアル」の改定版を作成し、生徒や教員に感染者が発生した場合は即座に臨時休校とする旨記載している。

マニュアルでは、濃厚接触者として認定された場合はどう対応するのか、地域で感染者が出た場合に教育活動を継続するのか、地域や通学経路ごとに臨時休校とするのか、または前回のように県内一斉に臨時休校とするのかなどについても掲載している。

宮下雅志委員

子供の健康を守ることは第一であり、子供の安全性を確保することは非常に重要である。しかし、これまでの休校により、学校を2か月休むと学習機会の確保が難しいことが明らかになった。今後感染者が発生した際に県内全域を休校するなどの対応を取ると、さらに学習機会の確保が難しくなる。

私見であるが、新型コロナウイルスと社会活動を両立させるには、徹底した検査と隔離しかないと思う。全校生徒にPCR検査を実施し陽性反応が出た生徒や教員を隔離し、陰性であれば通常どおりに授業を行い、保護者も心配であれば自費でPCR検査を受けさせ、濃厚接触者が判明したらさらにPCR検査を行う。学校単位であれば全校生徒を検査させるなど徹底的に検査を行うことで、無用な休校や社会活動の制限を抑えることができると考える。そこまで実施して初めてウィズコロナの社会システムができると思うが、検討したことはあるか。

健康教育課長

県立学校対応マニュアルには、感染者が出ればすぐに検査し隔離するとあるのだが、濃厚接触者の判断は保健所が所管しているため、新型コロナウイルス感染症対策本部には学校の特殊性を踏まえてすぐに情報を提供してもらおうよう連携している。

委員から指摘のあった、全校生徒の検査までは検討していない。

宮下雅志委員

施策を策定する立場にある人は、そうした意識を持つべきである。

ドイツでは住民全員がPCR検査を行い、陽性者は隔離し経済活動を維持しており、これからのウィズコロナへの対応であると思う。学校であれば狭い範囲のため全校生徒の検査を実施しやすい。

本県で10台導入しているPCR検査機を有効に活用し、本県ではウィズコロナへの対応をこのように実施したのだと全国に模範を示す気概を持ち、マニュアルもつくり直すとの思いがなければ克服できないと思うが、教育長、どうか。

教育長

委員指摘の話も、一理、二理ある話だと思う。健康教育課長が述べたとおり、教育庁においても対応マニュアルをつくっている。地域で感染が広がった場合、学校内で生徒や教員に感染者が出た場合など、対応を分けて考えている。

正直なところ、濃厚接触者を速やかに特定し検査に持ち込むことが急務となっていることから、全員を検査させることまでは考えていなかった。保健福祉部は保健福祉部の体制があり優先順位をつけて実施していると思うため、こちらから相談を持ちかけて協議、検討していく。

神山悦子委員

学習すべき内容を宿題にしたことで、その内容を終えたこととし次に進んでしまうことはないか。学習についていける子供とそうでない子供がいるため、学習面の格差が出てはならないと思う。

遅れた分の学習を可能な限り早く取り戻そうとしがちであるが、小学校、中学校、高等学校のそれぞれの現状はどうか。

義務教育課長

小学校、中学校については、市町村によって夏休み期間が異なるものの、約10日間と設定した学校が約7割で最も多い。学習を重点化し、夏休みや土曜日、補習を活用した指導計画の工夫を図っていくとともに、何より感染症の予防が大切であることから、生徒と教員の負担を考慮しながら進めていく。

高校教育課長

全ての高校において新たな授業日を10日間以上設定し、10日間と設定した学校が約7割で最も多い。また、7～10日間を夏期休業期間に設定した学校が多く、そのほか、行事の精選、土曜授業を実施する学校もある。過度に生徒の負担にならないよう十分留意し授業を進めるよう指導している。

まずは遅れた授業をしっかりと進めることを最優先とするが、行事も重要であるため日数や時間を減らしたり、感染症対策を行い内容を変更するなど工夫して学校生活を進めていく。一方で、就職や進学は待たなしであるため、少しでも遅れを取り戻しながら進路を実現していく。

神山悦子委員

共働き家庭においては、教師と同じように目配りを求められても難しい。今年実施したことについては、就職や進学の関係では難しいと思うが、いずれ何かの教訓になるだろうし、それほど詰め込まなくとも精選していくことで一定程度は教えられるとの状況になってほしい。

次に、リモート授業についてであるが、もっと格差が生まれるのではないかと心配している。各学校において格差を生まないよう工夫していると思うが、小学校、中学校、高等学校の状況について聞く。

義務教育課長

子供たち一人一人の状況を把握することが重要であると考えている。休校により個人差があるため、学級担任や教科担任が一人一人がどこまで理解しているか、実態を把握した上で授業を進めていく。また、全体指導だけではなく個別指導により、弱点や補足すべき点を重点的に指導していく。

高校教育課長

オンライン授業により詰め込み授業になることはほぼない。

神山委員の心配する点も含め、主体的で深い学びをどう実現していくかについては、モデル校における指導事例を蓄積しながら成果を普及するなどして、ICTを活用した学習活動を推進していく。

神山悦子委員

6月以降学校給食が再開したと思っていたが、まだ再開していない学校はあるか。

健康教育課長

全ての学校において学校給食が再開したかについては、まだ把握していない。

神山悦子委員

感染症には気をつけなければならないが、学校給食は栄養を補給でき、子供たちにとって楽しい時間である。一方で、農林水産部では牛肉などの食材を学校給食に活用すると説明している。食材をどのように活用するかを調査し把握するなど、学校給食の再開に向けて対応を願う。

さきに宮下委員から質問のあったPCR検査について、考え方は私も同じである。以前にも指摘したとおり、田村市の中学校教員がなかなか検査を受けられず、私から検査を依頼したものの当時はクラスターも発生しており対応できず、結局最初の発症から10日以上経過して検査したところ夫婦ともに感染しており、その後2週間は学校の対応も大変であったとの例がある。現在は検査体制が整備されてきたが、病院や介護施設などと同様に学校現場においても、安心を得るために検査を行うことが求められる。秋以降の第2波、第3波が心配であるため、教育長も検討すると述べたが、今後、県における検査体制の充実を願うと強調しておく。

最近は新型コロナウイルス感染症の性質が強力とも言われており、陰性となった後も後遺症に苦しむとの事例もある。大学生が後遺症の治療費として月に12万円もの自己負担をしているとの報道があり、後遺症は高齢者ばかりの話ではない。この感染症はまだ解明されていない部分が多いため、予防が真っ先に求められる。

そこで、高校について聞くが、40人学級の教室では3密を防ぐために具体的にどのように対策をしているのか。

高校教育課長

国のガイドラインでは、レベル1では1mを目安に可能な限り間隔を取るとされるため、ロッカーや私物を少しでも移すなどして机と机の間隔を空けて授業を行っている。

神山悦子委員

物理的にも間隔を確保しつつ、教員を増やさねばならないため国に要望するとともに県としても対応願う。

次に、伊達地区の特別支援学校の新築工事について確認する。9月定例会には議案を提出するとの報道もあったが、かさ上げは45cmのままとして建設を始めるのか、現在の状況を聞く。

施設財産室長

伊達地区の特別支援学校については、床の設計高が45cmで、台風第19号等による浸水高約25cmよりも高く設計しており、台風第19号と同程度の浸水被害が起きた場合でも床上浸水までには至らないと考えられるため、当初の設計どおりに工事を進めていきたい。

神山悦子委員

今は設計段階であり、建設の契約はこれからではないのか。

施設財産室長

これから入札を行い、順調にいけば次の定例会で契約について提案する予定としている。

神山悦子委員

まだ間に合うではないか。この学校は障がい児の学校である。台風等の災害により、避難しなければならないとの事態は当然考えられる。20cmしか余裕がないため、危ない場合は床上浸水でなくとも避難しなければならない。障がい児の学校との立場で、これほど際どい高さで本当に大丈夫かと思う。教育庁はたった20cmしか高くないことを根拠に大丈夫だと言うが、全く納得できない。

設計変更は設計費用がかさむだけであり、今ならまだ引き返せる。建設してしまえば、改修費用のほうが金がかかる。その辺りの真の費用対効果を考えているのか。また、特別支援学校であるとの認識はあるのか、再度聞く。

施設財産室長

設計上は、今回の台風の浸水高であっても床上浸水には至らない。

確かにこの地区は今回浸水したが、国が作成した洪水浸水想定区域として指定された場所ではなく、これまでも浸水被害がなかった場所であるため、浸水被害が発生する頻度はそれほど高くないと考えている。

神山悦子委員

地元から不安の声が上がっている。洪水浸水想定区域ではないと言うが、伊達地区はいつも浸水しており、周辺のほかの場所はかさ上げを行っている。

私は万全を期すべきであると思う。1mの差もない場所に立てて何かあったらどうするのかと言いたい。今なら引き返

せる上、設計変更も可能である。せっかく造るのだから、安心・安全が前提であるべきと思うが、どうか。

教育長

浸水する前であったが、特別支援学校の現地は私も見ている。元小学校の跡地であり、すばらしくよい土地であり比較的交通の便もよい。また、昭和61年の8.5水害でも水が上がらなかった場所である。今回の水害は100数十年に1度と言われるほどのめったにないような水害であったが、こうした水害の浸水高よりも20cm高い場所に設計されている。

特別支援学校ではあるが知的障がい児がメインで、もちろんエレベーターや階段、スロープなどがありユニバーサルデザインの設計になっている。万が一の場合には、十分に避難誘導ができる上、情報が進化した時代にあっては、そのような水害が発生する前に休校措置や早退など様々対応が可能である。

総合的な判断により、このまま進めさせてもらいたい。

神山悦子委員

私は設計を変更し、かさ上げすべきと思うため再度検討願う。

次に、夜間中学校について、県内に1校は設置するとの文部科学省の方針により調査を進めているようだが、今後の対応について聞く。

義務教育課長

夜間中学校を県に1校つくるのが、文部科学省の方針である。

県教育委員会では調査研究事業を展開し、夜間中学校とはどういうものかを調査するほかニーズ調査を行っている。また、ポスターなどで広報活動を行い、県内13市の教育委員会や中学校長会長などの代表を集め、検討中である。

神山悦子委員

国の予算で夜間中学校を設置すると思うが、そろそろ期限が迫っていないか。

義務教育課長

調査研究事業が展開されており、設置する方向で進めている場所を中心に事業が展開されていく。

神山悦子委員

設置する方針を出さなければ予算がなくなるため、そろそろ結論を出さねばならない。中国など海外からの帰国者の2世や3世、過去に学べなかった人は全県から県内の1か所に通うため、県が設置しなければならないのではないか。

そろそろ県が判断すべき時期に来ているため、考えを聞く。

義務教育課長

学び直しの際は大切である。昨年度は57件のニーズ調査を行った。県内13市の教育委員会で構成する検討委員会を設置しているが、現時点で全国的には市町村が設置している場所のみで県が設置している例はない。

市町村教育委員会が設置する案と県教育委員会が設置する案と、両方を見据えて進めていく。

神山悦子委員

判断の時期が問われるが、タイムリミットから考えて結論はいつ頃出すのか。

義務教育課長

結論を出す時期には来ていると思う。

本県は広い土地であり県に1校を設置するに当たり、各地区から集まってこなければならぬとのリスクがあることから、検討委員会で検討していく。

吉田栄光委員

新型コロナウイルス感染症に関する対応については、各委員から意見等を聞いてきたが引き続きよろしく願う。

1点確認する。

今年度終期を迎える福島県総合教育計画については、第1回策定懇談会が開催されたと聞いた。現在、教育現場では新型コロナウイルス感染症のリスクを背負いながら日々苦勞していると思うが、GIGAハイスクール等を含め教育環境が

変化していく中で、あえて前倒しで早く実施すべきこともあるだろう。

そこで、新たにつくる総合教育計画に新型コロナウイルス感染症の経験をどのように生かすのか、考えがあれば教育長に聞く。

教育長

新たな福島県総合教育計画は検討の緒に就いたばかりであり、教育関係者のみならず経済界や公募委員を含めて意見を聞いているところである。

本県らしい計画とするために、1点目としては東日本大震災、特に原子力発電所事故の観点である。震災から間もなく10年が経過し、経験がない子供や教えないと分からない子供が増えてきている。これまでは心のケアをしながら何とか子供を大事にしてきたが、これから先は福島に生まれ育ったからには原子力発電所事故の事実関係、その後の様々な方の苦勞、皆の頑張りがあって今の福島があることを、大きくなったときにきちんと自分の言葉で説明できるように育てることが教育の責任である。

2点目としては、グローバル化やA Iなど科学技術の進展により、世の中が大きく動いていることである。A IなどのI C Tは長足の進歩であり、かつてはブルーカラーの職場がなくなっていく時代があったが、ホワイトカラーの職場もどんどんなくなりかけようとしている。今の子供たちが大きくなった5～10年先にも、今の職業がそのままあるかも分からない状況になっている。国が言うS o c i e t y 5 . 0や新型コロナウイルス感染症など、新しいことにも対応できるようにしたい。自分で物事を考え、人と対話を重ね協働して物事の解決に当たれる力をつけさせたい。

そういったことを基本に持ち、様々な方の知恵を借りて作成していく。